

第 84 号

熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県工業用水道管理条例の一部を改正する条例

熊本県工業用水道管理条例（昭和 49 年熊本県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。